

### 第378回 鳥取海区漁業調整委員会議事録

<日 時> 令和2年11月16日（月）午前10時30分から午前12時00分まで

<場 所> ホテルセントパレス倉吉 チェルシー（2階）

<出席者> 委 員：渡部会長、浜尾委員、井本委員、板倉委員、児玉委員、武良委員、  
山根委員、景山委員、

水産課：國米局長

境港水産事務所：尾田係長

事務局：平野事務局長、岸本次長、松田係長、吉田書記、吉村書記

<傍聴者> なし

<議 事>

- (1) 鳥取県資源管理方針の策定について（諮問）
- (2) 鳥取県資源管理方針に定める特定水産資源まあじの知事管理区分に配分する漁獲可能量について（諮問）
- (3) あわび漁業及びなまこ漁業の許可に係る制限措置及び申請期間の公示並びにあわび漁業、なまこ漁業及び県外者に対する小型いかつり漁業許可の有効期間について（諮問）
- (4) 鳥取県漁業調整規則の改正について（報告）
- (5) 鳥取県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の制定について（報告）
- (6) 鳥取県特定水産資源の採捕の停止に関する規則の制定について（報告）

## 1 開 会

## 2 挨拶

〔渡部会長〕 どうもおはようございます。

〔一同〕 おはようございます。

〔渡部会長〕 3週間前にも集まっていただきましたけれども、続けまして、またお忙しい中お集まりいただきしております。ありがとうございます。その間、大山や氷ノ山にも初冠雪がありまして、季節も順調に進んでるようでございます。少し前に、今度は、私、東部の氷ノ山にちょっと車で、てくてこと行ってきましたけども、今年は紅葉がきれいだと聞いておりましたけども、よかったですね、なかなかきれいでございました。

私は、海はもちろん好きなんですけれども、山も好きでございまして、とりわけそこにすむ魚が大好きでございまして、何十年も飽きもせずに通っております。東部・中部・西部、それぞれ山も川も、そこにすむ魚も非常に個性があって、何十年通いまして飽きることが

ないんですけど、やはり鳥取県の山もなかなか豊かだなど、まだまだ捨てたものではないな  
とっております。山がよければ海もよしということだと思います。このまま、いい鳥取県、  
自然豊かな鳥取県であってほしいなとっております。今年は雪が多いというような話もご  
ざいますけども、山にはしっかり降っていただいて、その分、里のほうには控えめでお願い  
したいなとっているところがございます。

それでは、議事に入りたいと思います。本日もよろしくお願いをいたします。

〔一同〕 お願いします。

### 3 議事録署名委員指名

〔渡部会長〕【井本委員と武良委員を指名した。】

## 4 議 事

### (1) 鳥取県資源管理方針の策定について（諮問）

〔渡部会長〕では、議事に入ります。(1) 番目でございます。鳥取県資源管理方針の策定につ  
いて、諮問文をお願いします。

〔國米水産振興局長〕【資料1の諮問文を読み上げた。】

〔渡部会長〕では、説明をよろしくをお願いします。

〔松田係長〕【資料1に沿って説明した。】

〔渡部会長〕はい。ありがとうございました。この辺は、要は12月1日の漁業法の施行に併せ  
て、今までの規則を見直しましょうということで、基本的な中身はそう変わっていないとい  
うことですよ。

〔松田係長〕そうです。

〔渡部会長〕法律に併せて直していったというような感じで受け止めていいでしょうか。

〔松田係長〕はい。そのとおりです。国の資源管理方針に関する方針に沿って策定しています。

県で修正した部分は、基本的には、漁獲量の配分の考え方です。

〔渡部会長〕はい。ありがとうございました。

〔井本委員〕すみません。何点が教えてください。まずは、5ページの遊漁者に対する指導があ  
るんですけども、特にクロマグロなんかは、遊漁の数量のこととか、割と取り沙汰された  
りとかとするんですけども、現時点でどういう指導を遊漁者に対して行っておられるん  
ですか。

〔松田係長〕基本的には、遊漁者には、指導というか協力をお願いする程度ということになっ  
ております。

〔井本委員〕あと、今、このTAC魚種で、漁績の報告は県に提出するのが10日までとい  
うことですよ。

〔松田係長〕はい。

〔井本委員〕その後、国に報告するのは。

〔松田係長〕基本的には、大体1か月以内と聞いています。

〔井本委員〕これから、TAC魚種はどんどん増えていくので、取りまとめがどうなのかなと。これからTAC魚種が増える状況になりますと、厳しいんじゃないかなってというのは思います。それから、次の議題に出るのかもしれないんですけども、マアジに関して、鳥取県は現行水準ということでもらっているんですけども、ここに書いてあるものが明らかに超える県、島根県とかがこれに当たると思うんですけども、島根県とか75%部分で、一応追加配分というのが、これを見たら、留保枠の放出というのが出てくると思うんですけども、島根県に採捕停止命令がかかった場合、特に、鳥取県には、採捕停止命令について現状はないということではないでしょうか。

〔松田係長〕そうですね。鳥取県の場合は、鳥取県の漁業者しか管理してないので、基本的には関係ないです。なので、島根県の漁業者さんがもう獲れないという状況で、鳥取県が獲れるという状況はあり得ると思います。

〔井本委員〕あり得るんですね。分かりました、ありがとうございます。

〔渡部会長〕そのほかございますか。特に御意見なければ、意見なしということで進めたいと思います。

〔松田係長〕ありがとうございます。

## **(2) 鳥取県資源管理方針に定める特定水産資源まあじの知事管理区分に配分する漁獲可能量について (諮問)**

〔渡部会長〕それでは、(2) 番目でございます。鳥取県資源管理方針に定める特定水産資源マアジの知事管理区分の配分する漁獲可能量について、諮問文をお願いします。

〔國米水産振興局長〕【資料2の諮問文を読み上げた。】

〔渡部会長〕では、説明をよろしくをお願いします。

〔松田係長〕【資料2に沿って説明した。】

〔渡部会長〕はい。ありがとうございます。これは、水産庁から、この枠が出たんですかね。

〔松田係長〕そうです。水産庁から、鳥取県は現行水準だということ。

〔渡部会長〕分かりました。これは、マアジのほうは獲ってよろしいよというふうに理解したらいいですね。

〔松田係長〕そうです。特に何トンまでという厳しい制限は用いずに、獲ればいいですよということ。

〔渡部会長〕同様の漁獲量で、漁獲努力量で頑張れよということですか。

〔松田係長〕はい。

〔渡部会長〕はい。委員の皆さん、御意見は。これは、特にないですか。よろしいですか。

では、特に異議なしということで、これも承認をさせていただきます。

## **(3) あわび漁業及びなまこ漁業の許可に係る制限措置及び申請期間の公示並びにあわび漁業、なまこ漁業及び県外者に対する小型いかつり漁業許可の有効期間について (諮問)**

〔渡部会長〕それでは、(3) 番目でございます。諮問文をお願いします。

〔國米水産振興局長〕【資料3の諮問文を読み上げた。】

〔渡部会長〕では、説明をよろしくお願いします。

〔吉村書記〕【資料3に沿って説明した。】

〔渡部会長〕はい。ありがとうございました。今後とも、このとおり用意した、アワビ、ナマコの漁業権区域以外での操業を担保するための措置ということだと思います。委員の皆さんから、御意見ありますでしょうか。いかがでございましょうか。

〔景山委員〕いいですよ。

〔渡部会長〕特にこれは、事務的な話ですので。あと、イカもありましたけど、イカも単年許可でよろしいかっていうことで、この諮問事項としてはよろしいですかね。

〔吉村書記〕はい。単年で。

〔渡部会長〕よろしゅうございますか。では、特に意見なしということで返させていただきます。異議なしということでお願いいたします。

〔吉村書記〕ありがとうございます。

#### **(4) 鳥取県漁業調整規則の改正について（報告）**

〔渡部会長〕はい。それでは、次は(4)番目でございます。鳥取県漁業調整規則の改正について、これは私から報告します。先回の委員会で、会長専決事項でお願いしたところでございますけども、内容は、漁業調整規則の改正について、水産庁へ申請する前に知事決裁が要するんですけども、知事から、内水面と海面の境界はどうなっているのかということでございます。そこにお示ししております第2条の2で、海面及び内水面の境界を告示するものとするということでございます。

具体的には、告示案として下に示しておりますけども、3河川については漁業権区域、湖山川もそうですか。あと、橋津川等についてはお示ししているとおりの区域、その他の河川については、第1橋を内水面と海面の境にするんだということで、知事の了解を得て、決裁を頂きました。11月5日付けで知事決裁が下りましたので、私が同日で専決をさせていただきました。報告をさせていただきます後、御了解を併せてよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしいですね、これは。

〔一同〕はい。

〔渡部会長〕はい、ありがとうございます。

#### **(5) 鳥取県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の制定について（報告）**

#### **(6) 鳥取県特定水産資源の採捕の停止に関する規則の制定について（報告）**

〔渡部会長〕では、(5)番、(6)番について報告をお願いします。

〔松田係長〕【資料5、6に沿って説明した。】

〔渡部会長〕はい。ありがとうございました。これは、先ほどの表の中の、県のTAC規則が分解されたので、その中の2つというふうなイメージですか。これの施行について、知事決裁が下りましたか。

〔松田係長〕今、ちょうど知事決裁になっています。

〔渡部会長〕決裁中だということですか。

〔松田係長〕はい。

〔渡部会長〕委員の皆さんから御意見をお願いします。今までどおりの県の規則のTAC法、TAC規則か、これに基づいたものと同じような感じですね。これも、事務的な話でございませぬけども、いかがでございませぬでしょうか。よろしいですか。

〔景山委員〕はい。

## 5 その他

〔渡部会長〕その他、何かございますでしょうか。

〔松田係長〕事務局のほうからございませぬか。

〔平野事務局長〕はい。その他ではないですけれども、もう承認頂いていることですが、先ほど資料2のマアジの漁獲可能量について事務局からの説明で、現行水準ということで説明しました。1、2年前の説明の中で私は、「漁業法が改正され、TAC魚種については、これまでの若干という表現がなくなり、全てが数値化されるという水産庁からの説明があったので、今後TACについては、若干や空白という表記がなくなって、数字になる」という説明をしたことがありましたが、漁獲量として多くないものについては、大きな方針として、数量ではなく漁獲努力量という形の中でやっていきたいと思います。具体的な数字を決めないということになり、今後も現行水準というものが出てくるのかなと思います。取りあえず、がちがちの数字を決められるよりは、よかったなあと思っているところでして、今後も現行水準という形での管理だろうということをおまします。

〔景山委員〕会長、鳥取県の場合はええだけども、隣県の島根県の知事許可のマアジのTACはどうなつとる。

〔平野事務局長〕ちなみに、島根県につきましては、中型まき網があります。知事許可で。

〔景山委員〕知事許可だけんな。

〔平野事務局長〕ええ。知事が、TACの数量を決められることになっています。TAC数量は、あくまでも総トン数ということで毎年決められ、これまでもそうですし、今回、幾らになるのかは聞いてませぬけれども、資源評価に基づいて決められていくことになっています。

ちなみに、さっきありましたけれども、島根県は、あくまでも島根県知事許可としてその数量は守らなくてはならない、超えるようなことがあれば、操業停止ということになるんですが、鳥取県の場合は現行水準ということですから、基本的にいっぱいになつても、操業はやめましようということにはならないことになっています。

〔景山委員〕マアジもな、大きいのもじゃこのもあるだけんな、そのところは、どげなことになつちよるだ。

〔松田係長〕すみません。基本計画、今回の資源管理の中では、親のほうの再生産効率の量を管理するというので、それぞれの県に割り振られるのはトン数だけで、サイズとかがついている条件は一切ないようですね。数字も告示することになっておりますので、これからは全県が

何トンの枠があるかっていうのは、インターネットや告示を見たりすることで、全て分かるので、容易に把握することができます。また、その量については、3月に報告したいと思います。

〔景山委員〕多分、それやらないと駄目だぞ、マアジはな。

〔井本委員〕もう公表されるものなんですけれども、島根県のマアジの枠が2万900トンです。

〔景山委員〕誰が決めただ、それは。

〔井本委員〕国ですね。

〔景山委員〕国が。知事許可だが。

〔井本委員〕そうなんですけれども、さっき説明があったとおりで、8割で入る県に関しては、もう最初から配分が数量として割り当てられますので、それは水産庁が決めています。何か計算の仕方、すごい複雑らしくて。

〔景山委員〕それはどこで調達してきちよるだあ。我々のところにも来ちよるだかい、鳥取県にも。

〔井本委員〕いえ。それは、水政審で報告があったものです。数字は、もう公表されてます。

〔景山委員〕公表しちよるだ、インターネットで。

〔井本委員〕はい。議事録も12月中には公表されるはずですよ。私は水政審の委員なので、このTACの数量等は、全部報告を受けてます。マアジに関しては、一応資源評価としては、系群別で資源評価出るんですけれども、その太平洋系群と対馬暖流系群と。ただし、管理に関しては、マアジは一応全体でということがあります。マイワシの場合は、対馬暖流系群と太平洋系群に分かれますので。

〔景山委員〕いや、それはええだけどな、井本さん、我々の漁業者はな、隠岐島のまき網がな、マイワシも、小さいじゃこからな、全部獲るだろうが。それと、マアジも小さいじゃこから獲ちよるだろうが。それで、わしが言うだけんな。だから、数字だけじゃなしにな、サイズを規制してな、駄目だって言うだがな、ねえ。

〔井本委員〕さっきも言われたとおりでして、一応TACの中には、サイズは分かれてないので。

〔景山委員〕いや、分かれさせりゃあええだがな、あんた、委員だけえ。

〔井本委員〕島根県は島根県で、資源管理に関してきちんと考えておりますので。

〔景山委員〕何かないと、獲り放題だがな、わしに言わせると、本当で。

〔井本委員〕景山組合長からの御意見ということで、はい。

〔景山委員〕言っちょけえ、早く。

〔井本委員〕伝えておきます。

〔景山委員〕平野さん、そういうことだけんね、まき網の境港に揚がる魚種を見ると、本当にマイワシも、小さいサイズを獲ちよるだけんね。灯は、たき放題。

〔井本委員〕いろいろ御意見もあるとは思いますが、一応、島根県のまき網が獲つのも境港の漁獲ということで、そこら辺は、やっぱり貢献はしてると思いますけど。

〔景山委員〕どこに。我々の敵だがな。漁業者の敵だがな、わしに言わせると。じゃこ獲ったら、海に投げ入るっちゃ、わしら、本当に。いや、それくらいじゃこがって言わにゃな、鳥取の

漁業者は本当に困っちゃうんだ、今。やっぱり、やり放題やっちゃうけんな、井本さん。

〔井本委員〕 伝えておきます。はい。

〔景山委員〕 そうせな、分からせんもん。生の声が分からんでしょう、水産庁も。

〔井本委員〕 いえいえ。やはり、島根県の漁業者としては、私、何か水政審をかばっとるような。

〔渡部会長〕 いや、これは本当に、昔からの大事な議論でございます。

〔景山委員〕 本当だけん。

〔渡部会長〕 はい。資源も、わしらが獲っていくという基本とどうなのかっていう議論のところ  
です。

〔景山委員〕 何とかせなね。

〔渡部会長〕 はい。

〔景山委員〕 鳥取県全部やられるけん。それで、ここに平野課長さんがおられるけど、12月にはやぶさが出てくるだけど、やっぱりちょっと流しとかないけんだ。もう鳥取県のハマチやなんか、みんな獲って逃げるだけえ、あれら。ある程度隠岐島の中型まき網にも、何か知恵出してもらわないけんなあと思って。本当に、アジはじゃこからだが。マイワシはマイワシで、小さいサイズから獲っていくだけけん。もう、あれらは目の制限、ないだけん、島根は。目の制限なし、灯の制限なし。今度は調整委員さんも、今度は来年3月までだけん、次の調整委員さんがまたそういうのを論議してもらっていこうかなと思いますけどね。本当に、鳥取県の漁業者はね、なくなる一方で、島根県も沿岸は全部駄目だけどね、一部19トンの隠岐島がやっとなることで。

〔渡部会長〕 恐らく島根県の中でも、議論があるんでしょね、沿岸の方とその中まきの皆さんと、これは永遠のテーマとは言わんけど、大切な議論だと思いますね、これは。

〔景山委員〕 次の人にな、またこれだつて残しといたらないけんがな、こういうことをな。まあまあではいけんだけけん。

〔渡部会長〕 言っとかないけんことがあるな。まあ、もう一回ぐらいあるでしようけど、今後。

〔景山委員〕 もう一回。いや、本当にな、大変なことになるけえ。やっぱり、境におると、すぐ分かるだ、魚種やなんかがね。

〔渡部会長〕 これは水産庁のほうもいろいろ考えとるんでしょけどね、対応は。昔からのその話があるけど。

〔景山委員〕 何、考えちゃうだあ。

〔渡部会長〕 具体的に下りてきにくいというかな、現場には下りにくい議論なんかな、これは、残念ながら。

そうしますと、これで漁業法の施行関係の議論は、もう大体これで終わりでいいんかな。

〔松田係長〕 はい。

〔渡部会長〕 規則改正、その他については、もう今日で終わりかな。

〔松田係長〕 もう1日に施行ですので。

〔渡部会長〕 ですよ。

〔松田係長〕 はい。

〔渡部会長〕 はい、はい。ありがとうございました。そのほかございますか。

## 6 閉 会

〔渡部会長〕 よろしければ、これで終わりいたします。ありがとうございました。

令和2年11月16日

議長会長

署名委員

署名委員